

# 国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書（令和3年度）

作成日 2021年10月29日

最終更新日 2021年10月29日

本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況	1
経営協議会による確認	1
監事による確認	2
その他の方法による確認	7
国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況	8
ガバナンス・コードの各原則の実施状況	8
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等	8
国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容	10

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		2021年10月29日
国立大学法人名		国立大学法人群馬大学
法人の長の氏名		石崎 泰樹
問い合わせ先		国立大学法人群馬大学 総務部企画評価課企画係 TEL：027-220-7015 E-mail：kk-akikaku1@jimu.gunma-u.ac.jp
URL		<a href="https://www.gunma-u.ac.jp/">https://www.gunma-u.ac.jp/</a>

## 【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		<p>■確認の方法</p> <p>令和3年度第3回経営協議会（9月22日開催）において、国立大学法人群馬大学における適合状況について、昨年度からの変更及び改善事項を説明するとともに、全ての原則に対して適正なガバナンス体制が構築されているかどうかを審議した。</p> <p>また、9月22日から9月30日までの期間において経営協議会委員に対して意見照会を行った結果、適正に実施されているとして了承された。</p> <p>9月22日の経営協議会の審議における、今後の取組に対する意見及び意見への対応は以下のとおり。</p> <p>■経営協議会からの意見</p> <p>（補充原則1-2①、補充原則1-2②、原則2-1-4関係）</p> <p>予算・人事を含めた施策の企画・実行体制の強化や、重点戦略課題等への対応の検討及び戦略的な資源配分の検証のための情報取</p>

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
		<p>集等を行うために大学において設置を検討している「群馬大学学長戦略室(仮称)」の名称は、学長が進めるというイメージが強すぎて、全学的な英知を集めるという意味が薄れてしまうのではないかと。</p> <p>■経営協議会からの意見への対応</p> <p>名称も含めて体制を検討中のため、ガバナンス・コードの適合状況の記載における「群馬大学学長戦略室(仮称)」はそのままとし、意見を踏まえながら引き続き令和3年度中の設置に向けて検討を進める。</p>
監事による確認		<p>■確認の方法</p> <p>7月28日の戦略企画会議(役員及び監事が参画)において前年度における検討事項の確認及び全ての原則に対する今年度の適合状況について協議を行った結果、適合状況について事前意見が出されたため、役員会等での審議に向けて記載内容等の見直しを行った。</p> <p>その後、9月15日の役員会において監事の出席の下に全ての原則に対する適合状況について審議を行い、内容の確認を行うとともに、令和3年度第3回経営協議会(9月22日開催)での審議と並行して、9月22日から9月30日にかけて監事による確認を行った。</p> <p>■監事からの意見(事前意見)及び対応 (原則1-1関係)</p> <p>【意見】</p> <p>第3期中期目標・中期計画、年度計画等は、経営協議会や関連する産官金機関等との意見交換会等により多様な関係者の意見を聴きながら策定している旨の記載について、意見交換の具体的な実施状況を示した方が良い。</p> <p>【対応】</p> <p>経営協議会の委員からの意見等を踏まえて法人運営に活用(取組に反映)させた結果を公表しているため、適合状況一覧に掲載URLを記載した。</p> <p>(原則1-1関係)</p> <p>【意見】</p> <p>「学長ビジョン」がミッションに対し、どういう関係なのかを分かる文章にした方が良い。</p> <p>【対応】</p>

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
		<p>全学のミッションである基本理念を踏まえた教育・研究の実現に向けて「学長ビジョン」を定め、本学の中期的な将来像として学内外に公表した旨を記載した。</p> <p>(補充原則 1-2①関係)</p> <p>【意見】</p> <p>法人運営に関する重要事項を協議するため、役員により構成する「戦略企画会議」を設置し、目標・戦略を実現するための将来構想や学内資源の戦略的な配分等に関わる協議を「行っている」ことが記載されているが、人員、資金等の適切な配分の仕組みとして戦略企画会議が機能しているとはいえないのではないか。</p> <p>【対応】</p> <p>戦略企画会議は令和3年度に設置したものであり、まだ人員、資金等の適切な配分について協議している実績がないが、学内資源の戦略的な配分等に関わる協議を行う体制として設置したものであるため、設置趣旨がわかるよう記載を見直した。</p> <p>(補充原則 1-2①関係)</p> <p>【意見】</p> <p>戦略企画会議の役割を更に充実させるなど、予算・人事を含めた施策の企画・実行体制の整備が求められているのではないか。</p> <p>【対応】</p> <p>学長が命ずる重点戦略課題等へ機動的に対応するため学長の下に設置された「企画戦略室」を発展させた、「群馬大学学長戦略室(仮称)」を令和3年度中に新設して、予算・人事を含めた施策の企画・実行体制の強化を図ることを構想しているため、検討中の状況を記載した。</p> <p>(補充原則 1-2②関係)</p> <p>【意見】</p> <p>教学、研究、経営でそれぞれのデータを活かして本学の目標・戦略の策定に活かしている状況が記載されているが、個別施策がデータに基づくのは当然である。大学全体を経年的、水平的にデータに基づき分析・評価することが求められており、現状はデータに基づく経営としては不十分ではないか。</p> <p>【対応】</p> <p>意見のとおり、大学全体を経年的、水平的にデータに基づき分析・評価することが求められている中、現状はデータに基づき法人の意思決定を支援するための IR 機能が不十分であることが課題となっ</p>

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
		<p>ているため、IRによる分析等エビデンスに基づく法人運営の支援を可能とする新たな体制として、「群馬大学学長戦略室（仮称）」を令和3年度中に新設することを構想しているため、検討中の状況を記載した。</p> <p>（補充原則1－2④関係）</p> <p>【意見】 評価結果等は各学部等へフィードバックし、次年度に反映させているとしているが、その反映状況の公表は行われていないのではないかな。</p> <p>【対応】 「中期計画カルテ」による自己点検・評価で把握した進捗状況等を反映させて次年度の年度計画を策定し、ホームページで公表している。また、前年度の法人評価結果で指摘された事項への対応を記載した業務実績報告書をホームページで公表しているが、今後、第4期に向けて自己点検・評価の実施方法等を見直す中で、反映状況の公表方法についても、より分かりやすいものとなるよう検討しているため、検討中の状況を記載した。</p> <p>（補充原則1－3②関係）</p> <p>【意見】 本学は、教学面の人材の配置に当たっては、執行役員会議において、その分野に求められる知識、経験、能力等ならびに当該学部等の将来構想を審議した上で学長が任命しているとされているが、執行役員会議は教員の配分、審査等を行っているが、「教学運営を担う人材」を配分する権限はないのではないかな。教学運営を担う人材が学部長等であるのであれば、学長や理事がどのように人選しているかを書く必要があるのではないかな。</p> <p>【対応】 当初、経営面は副学長・学長特別補佐、教学面は各教員を捉えた記載としていたが、「経営を担う人材」として理事、また、「教学運営を担う人材」として副学長及び学長特別補佐を配置している旨を記載した。あわせて、学部に関する校務をつかさどる学部長等についても記載した。</p> <p>（補充原則1－4②関係）</p> <p>【意見】 経営人材育成方針は策定され公表されているが、実現状況のフォローアップについてはまだ対応されていないのではないかな。</p>

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
		<p><b>【対応】</b></p> <p>意見のとおり、フォローアップについて現状は十分に対応できていないと認識している。今後、役員により構成する「戦略企画会議」において実施状況をフォローアップしていくことを検討しているため、検討中の状況を記載した。</p> <p>(原則2-1-4関係)</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>学長裁量経費による重点事業の推進、企画戦略室を中心とした組織再編素案作成及び学術研究院の人的資源をもとに組織再編に取り組むことは記載されているが、戦略的資源配分の成果の検証はどのように進めるかを示した方が良い。</p> <p><b>【対応】</b></p> <p>「群馬大学学長戦略室(仮称)」を令和3年度中に新設し、「群馬大学学長戦略室(仮称)」が中心となって重点戦略課題等への対応の検討及び戦略的な資源配分の検証のための情報収集を行い、戦略企画会議において協議する体制となるよう体制整備を検討しているため、検討中の状況を記載した。</p> <p>(原則2-3-2関係)</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>外部人材の登用と法人経営への活用について、求めた人材の結果は明らかにされているが、どのような外部人材を求めているかを明らかにした方が良い。また、外部人材の採用状況を示した方が良い。</p> <p><b>【対応】</b></p> <p>「国立大学法人群馬大学人事の方針」を令和3年9月に改正して、民間企業等実務経験者を積極的に採用することを、本学教職員の選考の基本方針として新たに示した。</p> <p>また、役員に占める外部人材の登用率を適合状況に記載した。</p> <p>(補充原則2-3-3①関係)</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>教職協働の実現に向けた事務等の職員の高度化について、現状は従来からの研修や出向に留まっているが、教職協働に向けてさらなる事務職員の育成体制が求められている。</p> <p><b>【対応】</b></p> <p>事務職員の高度化を図るための育成体制の整備の推進に向けて、事務協議会において事務系職員他機関出向等による人材育成の考え方を整理するなど検討を進めているため、検討中の状況を記載</p>

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
		<p>した。</p> <p>(原則3-1-1①関係)</p> <p>【意見】 経営協議会委員が役割を十分に果たすための議題の設定など運営方法の工夫について明確に示した方が良い。</p> <p>【対応】 工夫として、①年度初めに当該年度中の開催日程を提示していること、②会議は対面、オンライン、ハイブリッド方式など多様化を図っていること、③必要に応じて書面審議を行い、適時適切に意思決定を行えるようにしていること、④会議の1週間前までに資料を送付して、会議当日の審議時間を確保していること、を行っているため、適合状況に記載した。</p> <p>(原則4-1関係)</p> <p>【意見】 法令に基づく情報公開の徹底及びそれ以外の様々な情報の分かりやすい公表について、大部の資料等には「概要」を付すことなどを検討して欲しい。</p> <p>【対応】 本報告書における参照先 URL の記載に当たり掲載情報の概要を付記することや、例えば、国立大学法人評価における業務の実績報告書など、大部となる公表資料については概要を作成することで、ステークホルダーに対して掲載情報の理解が進むような工夫を始めている。このような取組について、補充原則4-1①の適合状況において、ステークホルダーが掲載情報をより理解できるよう、公表事項ごとに要約や解説を示すなどの対応を進めていることを記載した。</p> <p>■監事からの意見（最終意見） 国立大学法人群馬大学におけるガバナンス・コードの適合状況に関する報告書を審査した結果、実施状況及びその公表に関しては、適正であると認められる。</p> <p>なお、大学ガバナンスのための規程、組織等は整備され、取組状況等の公表も行われているが、規程等が適切に執行され、組織が効果的に機能するよう不断の努力をお願いしたい。また、情報の公表については業務資料をただ公表するだけでなく、ステークホルダーにわかりやすくするために、サマリー等を付した情報公開に努めるようお願いしたい。</p>

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
		<p>■監事からの意見（最終意見）への対応</p> <p>「大学ガバナンスのための規程、組織等は整備され、取組状況等の公表も行われているが、規程等が適切に執行され、組織が効果的に機能するよう不断の努力をお願いしたい」との意見については、基本原則4及び原則4-2に示した内部統制の仕組みにより、規程等が適切に執行されるよう取り組んでいく。</p> <p>また、「情報の公表については業務資料をただ公表するだけでなく、ステークホルダーにわかりやすくするために、サマリー等を付した情報公開に努めるようお願いしたい」との意見については、本報告書における参照先 URL の記載に当たり掲載情報の概要を付記することや、例えば、国立大学法人評価における業務の実績報告書など、大部となる公表資料については概要を作成することで、ステークホルダーに対して掲載情報の理解が進むような工夫を始めている。ステークホルダーが掲載情報をより理解できるよう、今後も継続して取り組んでいく。</p>
その他の方法による確認		<p>当法人では、経営協議会及び監事により適合状況の確認を行っており、その他の方法による確認は行っていない。</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則を全て実施している。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		<p>ガバナンス・コードの各原則に沿った実施をしている中、より一層のガバナンス体制の強化に向けて、以下について対応を進めている。</p> <p><b>【補充原則 1 - 2 ①】</b></p> <p>人員及び資金等の適切な資源配分等を通じ、既存の体制にとらわれず、機動的かつ戦略的に法人の目標・戦略を施策のレベルに反映し、各施策を実行に移すための体制として、役員により構成する「戦略企画会議」を設置するとともに、案件に応じて、戦略企画会議の下に部会を設置し、法人の目標・戦略に沿った施策を機動的かつ戦略的に実行するための検討を行い、検討の結果は戦略企画会議に報告が行われ、適宜、教育研究評議会、執行役員会議において各学部等長へ説明するとともに、担当理事の下で施策を実行する体制をとっている。</p> <p>今後、予算・人事を含めた施策の企画・実行体制の強化に向けて、学長が命ずる重点戦略課題等へ機動的に対応するため学長の下に設置された「企画戦略室」を発展させた、「群馬大学学長戦略室（仮称）」を令和3年度中に新設することを検討している。</p> <p><b>【補充原則 1 - 2 ②】</b></p> <p>大学の活動についてのデータを収集・分析し、法人の意思決定を支援するため IR（インスティトゥーショナル・リサーチ）機能等の充実を図るため、学長が命ずる重点戦略課題等へ機動的に対応するため学長の下に設置された「企画戦略室」を発展させて、IR による分析等エビデンスに基づく法人運営の支援を可能とする新たな体制として、「群馬大学学長戦略室（仮称）」を令和3年度中に新設することを検討している。</p> <p><b>【補充原則 1 - 2 ④】</b></p> <p>目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等の公表について、「中期計画カルテ」による自己点検・評価で把握した進捗状況等を反映させて次年度の年度計画を策定し、ホームページで公表するとともに、前年度の法人評価結果で指摘された事項への対応を記載した業務実績報告書をホームページで公表しているが、今後、第4期に向けて自己点検・評価の実施方法等を見直す中で、反映状況の公表方法についても検討していく。</p> <p><b>【補充原則 1 - 4 ②】</b></p>



【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
		<p>法人経営を担い得る人材を計画的に育成するための方針として、「国立大学法人群馬大学 経営人材育成方針」を公表しているが、フォローアップについては十分にできていないと認識しているため、今後、役員により構成する「戦略企画会議」において実施状況をフォローアップしていくよう、検討を進めている。</p> <p><b>【原則 2 - 1 - 4】</b></p> <p>ビジョン実現のための戦略的な資源配分を行えるよう、学長の下に設置した企画戦略室を中心とした組織再編の素案作成に臨むとともに、教員組織を一元化した学術研究院の人的資源をもとに新たな組織再編を容易とし、その実現を目指しているが、今後、群馬大学学長戦略室（仮称）を設置して、重点戦略課題等への対応の検討及び戦略的な資源配分の検証のための情報収集を行い、戦略企画会議において協議する体制となるよう、体制整備を検討している。</p> <p><b>【補充原則 2 - 3 - 3 ①】</b></p> <p>教職協働の実現に向けた事務等の職員の高度化を図るため、各種研修や外部機関への出向を実施しているが、人材育成体制の整備をさらに進められるよう、事務協議会において、出向及び派遣研修等の基本的な考え方を整理するなど、今後の推進方策を検討している。</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
<p>原則 1 - 1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋</p>		<p>群馬大学では、全学のミッションである基本理念を踏まえ、「地域に根ざし、知的な創造を通じて、世界の最先端へとチャレンジし、21世紀を切り拓く大学へ」をビジョンとし、改革プランとして取り組もうとする事項の工程表を示し実行している。また、全学における教育、研究、社会貢献、国際交流、大学運営についての各目標を踏まえて、第3期中期目標・中期計画、年度計画を策定し、取組を実行している。</p> <p>これらは、経営協議会や関連する産官金機関等との意見交換会等により多様な関係者の意見を聴きながら社会の要請の把握に努めて策定したものであり、ホームページにおいて公表している。</p> <p>また、社会に対する全学のミッションである基本理念を踏まえた教育・研究の実現に向け、令和3年4月に就任した石崎学長が「学長ビジョン」の中で任期中において重点的に取り組む事項を定め、本学の中期的な将来像として学内外に公表した。</p> <p>なお、令和4年度から令和9年度までの第4期中期目標・中期計画を策定中である。本学は、第3期中期目標・中期計画の実績等及び「学長ビジョン」を踏まえて、経営及び教育研究に関する重要事項を協議する戦略企画会議及び同会議の下に設置した「第4期中期目標・中期計画策定部会」において協議し、さらに教育研究評議会委員や経営協議会学外委員からの多角的な意見を踏まえ、十分な検討を重ねて対応している。</p> <p>(基本理念)</p> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out003/g1735">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out003/g1735</a></p> <p>本学が、二十一世紀を多面的かつ総合的に展望し、地球規模の多様なニーズに応えるため、新しい時代の教育及び研究の担い手として宣言している基本理念は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新しい困難な諸課題に意欲的、創造的に取り組むことができ、幅広い国際的視野を備え、かつ人間の尊厳の理念に立脚して社会で活躍できる人材を育成する。</li> <li>2. 教育及び研究活動を世界的水準に高めるため、国内外の教育研究機関と連携し、世界の英知と科学・技術の粋を集め、常に切磋琢磨し、最先端の創造的な学術研究を推進する。</li> <li>3. 教育及び研究の一層の活性化と個性化を実現するため、大学構成員の自主性、自律性を尊重し、学問の自由とその制度的保障である大学の自治を確立するとともに、それに対する大学としての厳しい自己責任を認識し、開かれた大学として不断の意識改革に務める。</li> </ol> <p>(ビジョン・戦略)</p> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out006/g80909">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out006/g80909</a></p> <p>本学のビジョンを実現するべく、第3期中期目標・中期計画（平成28</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
		<p>年度～令和3年度）を踏まえた取り組むべき改革を示したものである。学長のリーダーシップの下、多様な資源を活用して、本学のビジョンの実現に向けて様々な改革を実行している。</p> <p>（目標）  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out003/g1737">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out003/g1737</a>                      基本理念の下に、教育、研究、社会貢献等（国際交流含む）及び大学運営の各目標を定めたもの。</p> <p>（中期目標・中期計画・年度計画）  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out006/g1850">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out006/g1850</a>                      国立大学法人制度の創設以来、国立大学法人の活動は、中期目標・中期計画の策定と評価を基本とする制度設計となっている。                      第1期（平成16年度～平成21年度）、第2期（平成22年度～平成27年度）、第3期（平成28年度～令和3年度）というように、6年間の期間毎に「中期目標」と「中期計画」を定め、さらに中期目標・中期計画を実施するために、各年度において取り組む具体的な計画を「年度計画」として策定している。</p> <p>（経営協議会における意見への対応について（第Ⅲ期））  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2021/04/bf97dd5fbc09c008b82386862ce225e6.pdf">https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2021/04/bf97dd5fbc09c008b82386862ce225e6.pdf</a>                      平成30年度から令和2年度までの間に委員から寄せられた意見等を踏まえて、法人運営への活用（取組）に反映させた結果を示したもの。</p> <p>（学長ビジョン）  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out001/out001">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out001/out001</a>                      令和3年4月1日に石崎学長が就任し、任期中に、教育、研究、社会貢献、経営において重点的に取り組む事項について、学長ビジョンとして定めたもの。</p>
補充原則1-2④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等		<p>毎年度、中期目標・中期計画の達成に向け、文部科学省国立大学法人評価委員会による法人評価結果を踏まえ、大学全体及び各学部等において、当該年度に係る年度計画の進捗状況の確認及び評価（「中期計画カルテ」として年度途中及び年度末の2回の運用）を行い、大学評価室会議において審議のうえ、各学部等にフィードバックし、次年度の年度計画や新たな課題の設定に反映させている。</p> <p>この「中期計画カルテ」による自己点検・評価で把握した進捗状況等を反映させて次年度の年度計画を策定し、ホームページで公表するとと</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
		<p>もに、前年度の法人評価結果で指摘された事項への対応を記載した業務実績報告書をホームページで公表している。このように、各年度の年度計画及び法人評価結果についてはホームページで公表しているが、今後、第4期に向けて自己点検・評価の実施方法等を見直す中で、反映状況の公表方法についても検討していく。</p> <p>※法人評価とは、文部科学省に置かれる「国立大学法人評価委員会」が、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の業務運営について、毎事業年度及び中期目標期間（6年）ごとに業務実績の評価等を行うものである。法人評価を通じ、大学の継続的な質的向上の促進や社会への説明責任を果たすこと等を目的としている。</p> <p>（大学評価）  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out006/out006_001">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out006/out006_001</a>                      本学における自己評価（本学又は学部等が自ら行う点検及び評価）及び外部評価（本学又は学部等が主体となって自己評価の一環として行う、学外者による検証及び評価）の実施並びに認証評価（学校教育法第109条に規定する認証評価機関が行う検証及び評価）並びに第三者評価（国立大学法人評価委員会その他の機関が行う検証及び評価）に対応するため、国立大学法人群馬大学大学評価室を設置している。</p> <p>（年度計画）  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out006/g1850">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out006/g1850</a>                      年度計画とは、国立大学法人が毎事業年度の開始にあたり、文部科学省から認可を受けた中期計画に基づき、各事業年度の業務運営に関する計画を策定したもの。</p>
<p>補充原則 1 - 3 ⑥                      (1)                      経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制</p>		<p>経営及び教学に係る運営組織として、役員会、経営協議会、教育研究評議会の法定会議のほか必要に応じた会議や組織を設置し、役員（学長、理事、監事）、副学長、学長特別補佐が必要に応じて当該会議や組織の構成員となって、運営している。その権限と責任については、学内の規則においてそれぞれ以下のとおり制定しており、それらに関する機構図、規則や氏名・担当業務を公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督するとともに、本法人を代表し、その業務を総理する。（国立大学法人群馬大学組織規則 第5条）</li> <li>・理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して本法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のと</li> </ul>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
		<p>きはその職務を行う。(国立大学法人群馬大学組織規則 第6条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監事は、本学の業務全般を監査する。(国立大学法人群馬大学監事監査規則 第3条)</li> <li>・副学長は、学長を助ける。(群馬大学副学長に関する規程 第3条)</li> <li>・学長特別補佐は、学長を補佐し、学長が指示する具体的事項の処理に当たる。(国立大学法人群馬大学学長特別補佐に関する規程 第3条)</li> </ul> <p>(機構図)</p> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out002/g1703">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out002/g1703</a></p> <p>本学の管理運営組織として、学長、理事、監事、副学長、学長特別補佐並びに役員会、経営協議会、教育研究評議会等の関係性を示している。</p> <p>(群馬大学規則集)</p> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/">https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/</a></p> <p>本学の諸規則を掲載しており、前述の学長、理事、監事、副学長、学長特別補佐の各権限を規定した、「国立大学法人群馬大学組織規則」、「国立大学法人群馬大学監事監査規則」、「群馬大学副学長に関する規程」、「国立大学法人群馬大学学長特別補佐に関する規程」を掲載している。</p> <p>(役員・執行役員・副学長・学長特別補佐・顧問)</p> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out002/g1708">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out002/g1708</a></p> <p>本学の役員等の職名、氏名を掲載しており、役員(学長、理事、監事)については経歴も公表している。</p>
<p>補充原則 1 - 3 ⑥ (2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針</p>		<p>「国立大学法人群馬大学人事の方針」において、若手・女性・外国人等の積極的採用やテニュアトラック制度の活用などの全学的な方針を定めるとともに、本学のポジティブアクションとして、若手、女性研究者等を積極的に採用する旨、公募要領等に記載している。なお、令和3年9月に、「年齢構成の適正化」や「人材の多様性(ダイバーシティ)の確保」についても盛り込む人事の方針を改正した。</p> <p>(国立大学法人群馬大学人事の方針)</p> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2021/10/5094a9253ce179a3f2737ba881847c43.pdf">https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2021/10/5094a9253ce179a3f2737ba881847c43.pdf</a></p> <p>「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン(平成31年2月25日文部科学省)」や「統合イノベーション戦略2020(2020年7月17日閣議決定)」などを踏まえ、本学においても、計画的かつ戦略的に人事配置・人材育成等を行うとともに、本務教員の年齢構</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
		<p>成等を公表している。</p> <p>(国立大学法人群馬大学本務教員年齢構成表)  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2021/01/bda5d87c4e3dd5aa6064e2213ccab69a.pdf">https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2021/01/bda5d87c4e3dd5aa6064e2213ccab69a.pdf</a></p> <p>「群馬大学ダイバーシティ推進宣言」及び「群馬大学ダイバーシティ推進基本方針」を策定し、性別、障がい、国籍、性的指向・性自認、宗教、年齢、価値観など、より広い視点でのダイバーシティを推進し、全ての構成員が、その個性と能力を最大限発揮できる学内環境の改善を行うべく取り組んでいる。</p> <p>(群馬大学ダイバーシティ推進宣言及び群馬大学ダイバーシティ推進基本方針)  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out003/g80877">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out003/g80877</a></p>
<p>補充原則 1 - 3 ⑥ (3)</p> <p>自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</p>		<p>(国立大学法人群馬大学中期計画) ※第三期中期計画の pp.14-20  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out006/g1850">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out006/g1850</a></p> <p>国立大学法人法第 31 条第 2 項に基づき、「中期計画」において収支計画及び資金計画を定め公表している。</p>
<p>補充原則 1 - 3 ⑥ (4) 及び補充原則 4 - 1 ③</p> <p>教育研究の費用及び成果等(法人の活動状況や資金の使用状況等)</p>		<p><b>【補充原則 1 - 3 ⑥関係】</b></p> <p>財務諸表や実績報告書等により教育研究費用及び成果等を公表するとともに平成 30 事業年度決算より財務レポートを作成し、当該年度の費用と成果等を公表している。</p> <p>(財務諸表) ※ホームページ「財務情報」の各事業年度の「財務諸表」  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out007/g1894">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out007/g1894</a></p> <p>本学における教育・研究・診療等にかかる財務情報(財政状態、収支情報、資金状況等)を示す書類で、国立大学法人法において作成及び開示の義務が定められているもの。</p> <p>(実績報告書) ※ホームページ「国立大学法人評価」の各中期目標・中期計画期間における、各事業年度の「業務の実績に関する報告書」  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out006/out006_001/g1790">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out006/out006_001/g1790</a></p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
		<p>(財務レポート) ※ホームページ「財務情報」の各事業年度の「財務レポート」  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out007/g1894">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out007/g1894</a>                      学生・保護者・卒業生・企業や自治体の皆様、そして地域の皆様など多くの方々に向けて、本学の財務諸表をできる限り分かり易く伝えるために作成したもの。</p> <p>また、教育研究の成果等については、全学の広報として以下のとおり公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本学ホームページのプレスリリース(報道発表)で公表</li> <li>・県庁記者クラブへのプレスリリース(報道発表)  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/g1946">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/g1946</a></li> <li>・在県新聞各社の記者を対象にした「定例記者会見」の開催(定例記者会見)  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/g63349">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/g63349</a>                      ※定例記者会見(2021年9月から定例記者懇談会を名称変更)</li> <li>・SNS(YouTube、Twitter、Facebook、LINE、Instagram)公式アカウントによるリアルタイムの情報発信(群馬大学 SNS 公式アカウント)  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/sns">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/sns</a></li> <li>・広報誌「GU'DAY(グッデイ)」、各種ニュースレター等での情報発信(広報誌 GU'DAY(グッデイ))  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/guday">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/guday</a></li> <li>・持続可能な開発目標(SDGs)に関連する群馬大学の取り組み事例の公表(持続可能な開発目標(SDGs)に関連する群馬大学の取り組み)  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g61460">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g61460</a></li> </ul> <p><b>【補充原則4-1③関係】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30事業年度より財務諸表の附属明細におけるセグメント情報において学部毎に費用・収益等を公表している。</li> <li>・財務諸表や実績報告書等により教育研究費用及び成果等を公表するとともに平成30事業年度決算より財務レポートを作成し、社会に対し、</li> </ul>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
		<p>よりわかりやすい形で当該年度の費用と成果等を公表している。また、それらを大学全体としての活動状況を把握するための資料として活用することとしている。</p> <p>(財務諸表) ※ホームページ「財務情報」の各事業年度の「財務諸表」  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out007/g1894">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out007/g1894</a></p> <p>(実績報告書) ※ホームページ「国立大学法人評価」の各中期目標・中期計画期間における、各事業年度の「業務の実績に関する報告書」  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out006/out006_001/g1790">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out006/out006_001/g1790</a></p> <p>(財務レポート) ※ホームページ「財務情報」の各事業年度の「財務レポート」  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out007/g1894">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out007/g1894</a></p>
<p>補充原則 1 - 4 ②                      法人経営を担い                      人材を計画的に                      育成するための                      方針</p>		<p>「国立大学法人群馬大学 経営人材育成方針」として、法人経営を担い得る人材の育成方針を作成し公表している。フォローアップについては十分にできていないと認識しているため、今後、役員により構成する「戦略企画会議」において実施状況をフォローアップしていくよう、検討を進めている。</p> <p>経営人材を育成するため、学内での大学経営戦略セミナーの開催や職階別の研修を実施している。さらに、国立大学協会等が実施する各種研修に教職員を参加させるとともに、若手職員の外部機関への出向を進めている。</p> <p>(役員・執行役員・副学長・学長特別補佐・顧問) ※副学長、学長特別補佐の項目参照  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out002/g1708">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out002/g1708</a></p> <p>本学の役員等の職名、氏名を掲載しており、役員(学長、理事、監事)については経歴も公表している。</p> <p>(国立大学法人群馬大学 経営人材育成方針)  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2020/12/660a3aadc1154b744da3fdad5cb3b4fb.pdf">https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2020/12/660a3aadc1154b744da3fdad5cb3b4fb.pdf</a></p> <p>「地域に根ざし、知的創造を通じて世界の最先端へとチャレンジし、21世紀を切り拓く大学」の実現に向け、大学の経営基盤の強化を目的として、副学長及び学長特別補佐を学長主導で配置し、実践的経験を通して次代の大学運営を担う人材の育成が可能な体制を整備している。</p>



【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
<p>原則 2 - 1 - 3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等</p>		<p>学長を補佐するために、理事、副学長、学長特別補佐を配置している。それぞれに役割や担当する業務を明確に設定し、ホームページに公表している。</p> <p>また、経営人材を育成するため、学内での大学経営戦略セミナーの開催や職階別の研修を実施している。さらに、国立大学協会等が実施する各種研修に教職員を参加させるとともに、若手職員の外部機関への出向を進めている。</p> <p>(役員・執行役員・副学長・学長特別補佐・顧問)  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out002/g1708">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out002/g1708</a></p> <p>(国立大学法人群馬大学役員等について)  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g1898/g1900">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g1898/g1900</a></p> <p>本学の役員等の職名、氏名を掲載しており、役員（学長、理事、監事）については経歴も公表している。</p> <p>(国立大学法人群馬大学 経営人材育成方針)  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2020/12/660a3aadc1154b744da3fdad5cb3b4fb.pdf">https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2020/12/660a3aadc1154b744da3fdad5cb3b4fb.pdf</a></p> <p>「地域に根ざし、知的創造を通じて世界の最先端へとチャレンジし、21世紀を切り拓く大学」の実現に向け、大学の経営基盤の強化を目的として、副学長及び学長特別補佐を学長主導で配置し、実践的経験を通して次代の大学運営を担う人材の育成が可能な体制を整備している。</p> <p>(国立大学法人群馬大学組織規則)  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_01/sec_0110/011010.pdf">https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_01/sec_0110/011010.pdf</a></p> <p>理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して本法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。</p> <p>(群馬大学副学長に関する規程)  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0230/023090.pdf">https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0230/023090.pdf</a></p> <p>副学長は、学長を助ける。副学長は、学長の命を受けて校務を分担することができる。</p> <p>(国立大学法人群馬大学学長特別補佐に関する規程)  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0230/023100.pdf">https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0230/023100.pdf</a></p> <p>学長特別補佐は、学長を補佐し、学長が指示する具体的事項の処理に当たる。</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
<p>原則 2-2-1 役員会の議事録</p>		<p>役員会は原則、毎月第1・第3水曜日に開催している。また、適時かつ迅速に対応するため、必要に応じて臨時で開催している。 その議事要旨を、ホームページに公表している。</p> <p>(役員会の審議事項) 役員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 中期目標についての意見(国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「法」という)第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう)及び年度計画に関する事項</p> <p>(2) 法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項</p> <p>(3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項</p> <p>(4) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項</p> <p>(5) その他役員会が定める重要事項</p> <p>(役員会議事要旨) <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g30123/g74526">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g30123/g74526</a></p>
<p>原則 2-3-2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況</p>		<p>「群馬大学ダイバーシティ推進宣言」に基づき、教育研究の一層の活性化と個性化を実現するため、ダイバーシティを積極的に推進している。</p> <p>(群馬大学ダイバーシティ推進宣言) <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out003/g80877">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out003/g80877</a></p> <p>群馬大学ダイバーシティ推進宣言は、性別、障がい、国籍、性的指向・性自認、宗教、年齢、価値観など、より広い視点でのダイバーシティを積極的に推進し、もって地域や国内外におけるダイバーシティ社会構築の一翼を担うことを目的としている。</p> <p>1. 女性の役職員等への採用 女性の役職員等への採用・登用については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に従った国立大学法人群馬大学行動計画を策定し推進している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教員に占める女性比率 : 21.8% (178人/815人)</li> <li>・役員に占める女性比率 : 11.1% (1人/9人)</li> <li>・管理職に占める女性比率 : 18.9% (10人/53人)</li> </ul> <p>※令和3年5月1日現在の在籍数</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
		<p>(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく国立大学法人群馬大学行動計画)</p> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2020/01/3379d56e83da62a787d35cefc7c2b72e.pdf">https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2020/01/3379d56e83da62a787d35cefc7c2b72e.pdf</a></p> <p>令和2年4月1日～令和4年3月31日までの2年間を対象として、女性教職員もその能力を存分に発揮し活躍でき、誰もが快適に働ける職場環境を作り、学内の男女共同参画を一層推進するために、以下5つの目標を定め、その実現に向け、行動計画を策定している。</p> <p>(1) 教員に占める女性比率20%以上を確保する。  (2) 役員に占める女性比率12.5%以上を確保する。  (3) 管理職に占める女性比率14.3%以上を確保する。  (4) 仕事と子育てや介護を両立するための職場環境の充実を図る。  (5) 所定外労働の削減を図る。</p> <p>2. 外国人の採用</p> <p>・教授：3人、准教授：7人、講師：3人、助教：8人（うち女性5人）  その他職員：1人 ※令和3年5月1日現在の在籍数</p> <p>3. 障害者の採用</p> <p>障害者の採用については、障害者雇用計画室を設置し、計画的な雇用を推進している。</p> <p>・57人 ※令和3年6月1日現在の在籍数</p> <p>4. 外部人材の登用</p> <p>「国立大学法人群馬大学人事の方針」を令和3年9月に改正し、民間企業等実務経験者を積極的に採用することを、本学教職員の選考の基本原則として新たに示した。</p> <p>また、ダイバーシティの観点を確保した法人運営を行うとともに、理事や顧問については、産業界、外部機関や自治体経験者から採用し、多様な社会経験を活かした意思決定を進めている。</p> <p>・役員に占める外部人材の登用率：22.2%（2人/9人）</p> <p>(役員・執行役員・副学長・学長特別補佐・顧問)</p> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out002/g1708">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out002/g1708</a></p> <p>(国立大学法人群馬大学役員等について) ※【理事の選任理由】参照  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g1898/g1900">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g1898/g1900</a>  本学の役員等の職名、氏名を掲載しており、役員（学長、理事、監事）</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
		<p>については経歴も公表している。</p> <p>(国立大学法人群馬大学人事の方針)</p> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2021/10/5094a9253ce179a3f2737ba881847c43.pdf">https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2021/10/5094a9253ce179a3f2737ba881847c43.pdf</a></p>
<p>補充原則 3 - 1 - 1</p> <p>①</p> <p>経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫</p>		<p>経営協議会の学外委員については、経営協議会規則に選考の基本的方針を明記して選任するとともに、選任理由をホームページで公表している。</p> <p>(国立大学法人群馬大学経営協議会規則)</p> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_01/sec_0110/011060.pdf">https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_01/sec_0110/011060.pdf</a></p> <p>1. 選任の基本的方針 経営協議会規則第3条第1項第4号</p> <p>国立大学法人群馬大学の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、国立大学法人群馬大学教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの</p> <p>2. 審議事項 経営協議会規則第2条</p> <p>(1) 中期目標についての意見に関する事項のうち、経営に関する事項</p> <p>(2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、経営に関する事項</p> <p>(3) 学則（経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項</p> <p>(4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項</p> <p>(5) 組織及び運営の状況について自ら点検及び評価に関する事項</p> <p>(6) その他経営に関する重要事項</p> <p>(国立大学法人群馬大学役員等について) ※【経営協議会委員の選任理由】参照</p> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g1898/g1900">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g1898/g1900</a></p> <p>1. 選任理由</p> <p>大学に関し広くかつ高い見識を有し、大学の運営や所活動全般について、経営面を中心として社会観点から様々なご意見をいただけるよう、各界の有識者からこれまでの経歴、実績などを考慮の上選任した。</p> <p>2. 選任状況</p> <p>学外委員として、自治体、マスコミ、金融、産業団体、企業、私立大学の幅広い分野から多様な人材が参画している。</p> <p>経営協議会の運営にあたっては、学外委員が役割を十分に果たせるよう以下のような工夫を行うとともに、経営協議会における意見への対応</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
		<p>についてもその状況をホームページで公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学外委員の出席の機会を確保するために、年度初めに当該年度中の開催日程を提示している。</li> <li>・会議の開催にあたっては、対面、オンライン、ハイブリッド方式など開催方法の多様化をはかっている。</li> <li>・必要に応じて書面審議を行うなど、適時適切に意思決定を行えるよう努めている。</li> <li>・会議開催の1週間前までに資料を送付し、事前に資料を確認いただくことで、会議当日に審議時間を確保できるようにしている。</li> <li>・活発な議論を行えるよう、審議事項と報告事項とは別に、テーマを決めて意見交換する場を設け、テーマは、外部委員から意見を伺ったうえで、大学で検討し学長が決定している。</li> </ul> <p>(経営協議会における意見への対応について (第Ⅲ期))</p> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2021/04/bf97dd5fbe09c008b82386862ce225e6.pdf">https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2021/04/bf97dd5fbe09c008b82386862ce225e6.pdf</a></p> <p>平成30年度から令和2年度までの間に委員から寄せられた意見等を踏まえて、法人運営への活用(取組)に反映させた結果を示したものだ。</p>
<p>補充原則3-3-1 ① 法人の長の選考基準、 選考結果、選考過程及 び選考理由</p>		<p>学長(候補者)に係る選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由等はホームページで公表している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 公表場所 ホームページ、掲示板、一部は報道発表</li> <li>2. 公表内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・選考基準 (国立大学法人群馬大学の望ましい学長像について)</li> </ul> </li> </ol> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2020/06/092e0dc7b4d3b4e1b343a19519f67cfe.pdf">https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2020/06/092e0dc7b4d3b4e1b343a19519f67cfe.pdf</a></p> <p>本学の基本理念を踏まえ、次の資質と能力を具えている者であることが望まれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 人格が高潔で学識が優れ、学内外からの信頼を得て大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営し、戦略的に大学経営基盤を強化できる能力を持つ者であること。</li> <li>(2) 中期目標を確実に達成するため、大学の現状を把握し課題を抽出したうえで、教育、研究、社会貢献等の諸活動について社会の現状と未来を見据えた明確なビジョンを示し、強いリーダーシップによって実践に至らしめる者であること。</li> <li>(3) 地域活性化の中核的拠点として地域とともに大学を発展させ、あ</li> </ol>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
		<p>わけてグローバル化を推進することにより、世界の最先端を目指す存在感のある大学づくりに真摯に取り組む者であること。</p> <p>(4) 社会との信頼関係を築くため、優れたコミュニケーション能力によって国内外に広くネットワークを形成し、積極的に情報発信する者であること。</p> <p>・ 選考結果、選考過程、選考理由 (学長候補者の公示)</p> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2020/11/ed8f87b485c3fa1ac6feb05580ba9f35.pdf">https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2020/11/ed8f87b485c3fa1ac6feb05580ba9f35.pdf</a></p> <p>(1) 選考の過程※令和2年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6月23日：第1回学長選考会議、学長候補者選考実施計画概要の公表、群馬大学の望ましい学長像の公表、経営協議会・教育研究評議会へ学長適任候補者の推薦を依頼</li> <li>・ 9月29日：第2回学長選考会議、学長適任者の公表</li> <li>・ 10月16日：第1回意向聴取実施委員会</li> <li>・ 11月2日：第3回学長選考会議</li> <li>・ 11月27日：意向聴取の実施・開票、第2回意向聴取実施委員会</li> <li>・ 11月30日：第4回学長選考会議、意向聴取結果、学長候補者の公表</li> </ul> <p>(2) 選考した理由(一部抜粋)</p> <p>目まぐるしく変わる社会の中で、群馬大学のおかれている状況を的確に把握し、我が国の中核的な教育研究拠点として果たすべき将来のビジョンを最も明確に示した。また、この者が、高い志と強い熱意によりリーダーシップを発揮し、群馬大学がこれまで行ってきた改革を継承するとともに、さらなる発展に導くことができると判断した。</p> <p>3. その他公表内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 選考実施計画</li> <li>・ 学長適任者</li> <li>・ 意向聴取を実施する場合は、意向聴取に関すること及び意向聴取結果(学長選考会議)</li> </ul> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g6772">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g6772</a> (国立大学法人群馬大学学長選考規程)</p> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0230/023010.pdf">https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0230/023010.pdf</a> (国立大学法人群馬大学学長選考実施細則)</p> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0230/023020.pdf">https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0230/023020.pdf</a></p>
<p>補充原則 3 - 3 - 1 ②</p>		<p>学長選考会議は、学長の任期について、学長が安定的にリーダーシップを発揮できるよう4年と定めている。また、継続的な経営・運営体制</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無		<p>を構築するため、学長の再任審査を行い、再任を可とした場合は任期を2年とし、連続する任期の上限を6年と定めている。</p> <p>(国立大学法人群馬大学学長選考規程)  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0230/023010.pdf">https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0230/023010.pdf</a>                      (国立大学法人群馬大学学長選考実施細則)  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0230/023020.pdf">https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0230/023020.pdf</a>                      (国立大学法人群馬大学学長任期規程)  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0230/023040.pdf">https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0230/023040.pdf</a>                      (再選考の場合の学長の任期について)  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0230/023045.pdf">https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0230/023045.pdf</a></p>
原則3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き		<p>学長選考会議は、学長の解任手続きを整備し、ホームページで公表している。</p> <p>(国立大学法人群馬大学学長解任規程)  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0230/023030.pdf">https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0230/023030.pdf</a></p>
補充原則3-3-3 ② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果		<p>1. 学長選考会議は、毎年度、学長に対してヒアリングを実施し、業務の執行状況について確認し、評価を行っている。</p> <p>2. 評価結果は、議長が学長に通知し、ホームページで公表している。                      (学長選考会議) ※「学長の業務執行状況の確認について」  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g6772">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g6772</a></p>
原則3-3-4 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由		<p>国立大学法人群馬大学は、大学総括理事を置いていない。</p>
基本原則4及び原則4-2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況		<p>1. 行動規範等コンプライアンスの遵守                      コンプライアンスの遵守に係る方針として「群馬大学行動規範」、「群馬大学科学者行動規範」、「国立大学法人群馬大学コンプライアンス推進規則」、「国立大学法人群馬大学教職員就業規則」、「国立大学法人群馬大学利益相反マネジメント規程」及び「国立大学法人群馬大学安全保障輸出管理規則」等を定め、eラーニングにおいて、受講を必須とするコース(ハラスメント、個人情報、情報セキュリティ、研究不正、研究費不正等)を設置のうえ、教職員に周知し、履修履歴を残すことで徹底を図っている。</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
		<p>(コンプライアンスの推進)</p> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/g9889/g9891">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/g9889/g9891</a> (群馬大学行動規範)</p> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/data/news/kenkyukatudo/data/270401koudoukihan.pdf">https://www.gunma-u.ac.jp/data/news/kenkyukatudo/data/270401koudoukihan.pdf</a> (群馬大学科学者行動規範)</p> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2015/10/280427koudoukihan.pdf">https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2015/10/280427koudoukihan.pdf</a> (国立大学法人群馬大学コンプライアンス推進規則)</p> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_01/sec_0110/011120.pdf">https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_01/sec_0110/011120.pdf</a> (国立大学法人群馬大学教職員就業規則)</p> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0220/022010.pdf">https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0220/022010.pdf</a> (国立大学法人群馬大学利益相反マネジメント規程)</p> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_07/071040.pdf">https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_07/071040.pdf</a> (国立大学法人群馬大学安全保障輸出管理規則)</p> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_06/061220.pdf">https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_06/061220.pdf</a></p> <p>2. 内部統制</p> <p>「国立大学法人群馬大学業務方法書」で内部統制に関する基本事項を定めているほか、「国立大学法人群馬大学内部統制規程」において内部統制担当役員や内部統制推進責任者の設置及びその役割を明示するなど、内部統制の体制整備に加え、内部統制システムの有効性の担保を目的としたモニタリングを通じ、内部統制委員会の機能を持たせた役員会に報告することにより、内部統制システムの継続的な見直しを行っている。</p> <p>年度ごとに策定する「国立大学法人群馬大学内部統制システム推進計画」に基づき、リスク管理表等を用い、本学の内部統制システムの体制整備状況及び運用状況について確認を行っている。また、監事の独立性をサポートする体制として、事務局及び各学部から独立した組織として監査室を設け、専任職員（室長1名、専門職員1名）を配置し、監事監査等の補助を行っている。</p> <p>(国立大学法人群馬大学業務方法書)</p> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/data/images/aboutus/27gyoumuhouhou.pdf">https://www.gunma-u.ac.jp/data/images/aboutus/27gyoumuhouhou.pdf</a> (国立大学法人群馬大学内部統制規程)</p> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0210/021250.pdf">https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0210/021250.pdf</a> (内部統制報告書)</p> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2021/07/cf4ccca46df74631e31ecc685dd1bd98.pdf">https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2021/07/cf4ccca46df74631e31ecc685dd1bd98.pdf</a></p>



【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
		<p>3. 公益通報窓口</p> <p>公益通報者保護法（平成 16 年法律 122 号）の趣旨に則り、「国立大学法人群馬大学公益通報要項」を整備し、通報窓口を運営している。公益通報窓口として、学内者だけでなく外部者からの通報の受付も可能な「公益通報窓口」（本学 web サイト、メール、電話、ファックス等）を設置している。</p> <p>また、通報者の保護等を目的として、内部通報の外部受付窓口を次のとおり設置している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部委託（社会保険労務士、産業カウンセラー）による「内部通報ホットライン」を設置している。</li> <li>・外部委託弁護士による受付窓口を設置している（医学部附属病院における診療に関する事項への対応）</li> </ul> <p>（国立大学法人群馬大学公益通報要項）  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0210/021190.pdf">https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0210/021190.pdf</a></p>
<p>原則 4 - 1                      法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫</p>		<p>1. 法令に基づく情報公開</p> <p>独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律 22 条及び学校教育法施行規則等に基づく公開情報に関しては、ホームページの「情報公開」において公表している。</p> <p>（群馬大学ホームページ）※情報公開  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline">https://www.gunma-u.ac.jp/outline</a></p> <p>（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 22 条に規定する情報等の提供）                      法人情報： <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g1898">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g1898</a>                      （学校教育法施行規則等に規定する情報等の提供）                      教育情報： <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g1902">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g1902</a></p> <p>2. 大学独自の情報発信</p> <p>上記の法令に基づく情報発信だけでなく、大学として、ホームページ、広報紙「GU'DAY」、ソーシャルメディア（YouTube、Twitter、Facebook、LINE、Instagram）、大学概要、各学部パンフレット等の広報媒体を利用して、大学の諸活動について情報発信をしている。また、報道発表や定例記者会見を通して適時、大学の成果等を発信している。</p> <p>（群馬大学ホームページ）  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/">https://www.gunma-u.ac.jp/</a></p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
		<p>(広報誌 GU'DAY (グッデイ))  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/guday">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/guday</a>                      (群馬大学 SNS 公式アカウント)  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/sns">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/sns</a>                      (大学概要)  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/g1934">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/g1934</a>                      (各学部パンフレット等)  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/g1938">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/g1938</a>                      (報道発表)  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/g1946">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/g1946</a>                      (定例記者会見)  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/g63349">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/g63349</a>                      ※定例記者会見 (2021年9月から定例記者懇談会を名称変更)</p> <p>3. 公表方法                      補充原則4-1①に記載のとおり。</p>
<p>補充原則4-1①                      対象に応じた適切な                      内容・方法による公表                      の実施状況</p>		<p>ホームページでは、新着情報の目的別の公表や法定公開情報に関して「情報公開」の項目を設けるなど、情報の内容を明瞭にした公表を行っている。</p> <p>また、ステークホルダーを分類し、「入学希望の方」「在学生・保護者の方」「卒業生の方」「地域・一般の方」「企業の方」といったタグや教職員を対象としたメニュー（学内教職員向け情報）を設定するなど、必要とする情報へのアクセスが容易になるよう、丁寧に情報発信をしている。</p> <p>なお、上記原則4-1で記載した大学独自の公開情報の手段により、情報公表の目的・意味に基づき、適切な対象・内容・方法を選択して公表しているが、ステークホルダーが掲載情報をより理解できるよう、公表事項ごとに要約や解説を示すなどの対応を進めている。</p> <p>(群馬大学ホームページ)  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/">https://www.gunma-u.ac.jp/</a></p>
<p>補充原則4-1②                      学生が享受できた教                      育成果を示す情報</p>		<p>「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育効果に関する情報として、科目ごとに、それを履修することにより学生が何が出来ようになるか（到達目標）を示したカリキュラムマップや学位授与までに身につけるべき能力・資質を示したディプロマポリシーを明示し、学位の取得状況や進路状況、各授業科目や学部卒業及び大学院修了時での到達目標の達成状況、学生</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
		<p>の成長実感・満足度及び卒業生に対する企業からの評価等について、ホームページに概要を公表している。</p> <p>また、学生が学習すべき事柄における到達レベルを明確にするための評価基準を示すルーブリックを履修手引きや学内システムにおいて掲載しており、一部の学部についてはホームページに掲載している。</p> <p>(教育情報)</p> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g1902">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g1902</a>            (大学教育・学生支援機構報告書) ※2018 年度版【後編】資料 6-3 (群馬大学全学卒業時アンケート調査) pp.111-115 を参照</p> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/facilities/faci004/g1844">https://www.gunma-u.ac.jp/facilities/faci004/g1844</a>            (群馬大学 授業別共通ルーブリック (理工学部))</p> <p><a href="https://www.st.gunma-u.ac.jp/wp-content/themes/st_2020/images/rubric/rubric_r03.pdf">https://www.st.gunma-u.ac.jp/wp-content/themes/st_2020/images/rubric/rubric_r03.pdf</a></p>

<p>法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項</p>		<p>■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 22 条に規定する情報            (群馬大学ホームページ) ※情報公開参照  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline">https://www.gunma-u.ac.jp/outline</a></p> <p>■医療法施行規則第 7 条の 2 の 2 及び同規則第 7 条の 3 に規定する情報            (病院長選考)  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/byouincho">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/byouincho</a></p> <p>■医療法施行規則第 15 条の 4 第 2 号に規定する情報            (病院監査委員会)  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g25693">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g25693</a></p>
--------------------------------	--	---